

会議結果のお知らせ

令和5年度第1回宮古市立図書館協議会を、次のとおり開催しました。

令和5年11月25日

宮古市立図書館協議会

- 1 開催日時
令和5年10月25日（水）午後2時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
宮古市立図書館 2階会議室
- 3 議 題
（1）令和4年度宮古市立図書館の運営状況について
（2）令和5年度宮古市立図書館の運営方針及び事業計画について
（3）その他
- 4 会議の概要
議題について、委員から特に意見はなく了承された。
- 5 問い合わせ先
宮古市立図書館協議会事務局（宮古市立図書館内）
電話62-2414

令和5年度第1回宮古市立図書館協議会開催状況報告

令和5年10月25日(水)

14:30～15:30

宮古市立図書館2階会議室

〔出席委員〕山火敏幸委員、井川由貴子委員、藤田隆委員、
大澤信子委員、三浦明美委員、
塩飽由美子委員

〔欠席委員〕戸由忍委員

〔事務局〕伊藤教育長、田中生涯学習課長、松下館長、
横田主任、三浦司書

1 開 会

事務局：ただ今から令和5年度第1回宮古市立図書館協議会を開会する。

2 辞令交付

事務局：会議に入る前に辞令交付を行う。教育長から辞令を受けてください。

教育長：(各委員に辞令を交付する)

3 あいさつ

事務局：ここで伊藤教育長から御挨拶を申し上げます。

教育長：お集まりいただき、そして委員の御承諾もいただき感謝申し上げます。本日は資料に従い、令和5年度の図書館協議会の内容を御審議いただき。昨年から電子書籍を開始したということで、活用等も増えていく。皆様から御意見いただき、今年度の図書館協議会に反映させていきたいと思うので、限られた時間だが、よろしく願いしたい。

4 正・副委員長の選出

事務局：委員長及び副委員長の選任を行う。宮古市立図書館条例施行規則第10条の規定により、委員長副委員長各1名、委員の互選により定められている。

最初に、委員長の互選を行う。どなたか委員長に御推薦をいただきたい。もしなければ、事務局案として山火敏幸委員にお願いしたいと思う。皆様よろしいか。ありがとうございます。それでは山火委員よろしく願いいたします。

続いて副委員長の互選を行う。同じく皆様から御推薦をいただきたい。もしなければ、事務局案といたしまして、井川由貴子委員にお願いしたいと思う。

皆様よろしいか。ありがとうございます。それでは、井川委員よろしくお願
いたします。

ここで、伊藤教育長は、別用務のため退席することをお許し願いたい。

5 議 題

(1) 令和4年度宮古市立図書館の運営状況について

委員長：それでは、令和4年度宮古市立図書館の運営状況について、事務局から説明
をお願いします。

事務局：(読書推進事業の実施状況、決算状況、蔵書数・利用状況等、電子図書館
サービスの利用状況について説明)

委員長：事務局から説明があった。御意見御質問を伺っていきたい。

委 員：私が選ぶ1冊、これ大変良い企画だなと思った。さらに細かく、小学生、中
高生など世代別に募集すれば、同じ世代の人がどの本を読んで、どのよう
に感じているのかを共有できるのではないか。若い人たちが、こういう本
をこういう風に読んでいる人がいるのが分かるのは大変参考になる

事務局：どういう世代の人がどういう本を読みたいのか、本についてどういう思い
があるのかということは、しっかり酌み取っていく必要があると思う。こ
の事業ではないが、ティーンズ・ヴォイスという企画で、10代の利用者が
どういうことを考えているのか、思っているのかを募集している。今後に
生かしていきたいと思う。

委員長：続いて令和4年度図書館費の決算状況について、御質問御意見はあるか。

委 員：著作権使用料に電子図書にかかる使用料とある。472万円ということで、こ
の金額は毎年必要なのか。

事務局：電子図書はいろんな種類がある。紙の本だと、買えば物として残る。電子書
籍の場合は、買った物として残るものもあるが、1年間見放題、5年間で
何回読むと消滅するというものもある。電子図書の購入費が著作権使用料
とあっていただければよい。電子図書を運営するに当たり、この著作権使
用料は継続して必要になってくる。

委 員：後で借りようと思ったら、無くなっているというパターンもあるのか。

事務局：ある。

委 員：一度買えば消えずに読めるものもあるのか。470万円で1,000冊だと、単純
計算で1冊4,700円。紙より若干高い。

事務局：紙だと1冊あたり2,000円程度。電子図書だと1冊4,500円程度。そうい
う実態がある。

委 員：これから電子図書を増やしていくのは難しいのか。

事務局：冊数をもう少し増やしたいと思っている。ただ消滅するものもあるので、それらを買いつけながら少しずつ増やしていければいいと思っている。

委員：宣伝もしていただいて、電子図書を増やしてほしい。

課長：補足だが、導入時はデジタル田園都市国家構想推進交付金を使い、なるべく市の負担がないようにして導入した。蔵書については、まず1,000冊で始めたというのが今の状況。分析もしながら進めていきたい。財源も、市でデジタルトランスフォーメーションを進めているので、国の施策、動向も見ながら、皆様のニーズに合うような形で進めていきたいと思っている。

事務局：電子図書のページまで行き着けば蔵書一覧を見ることができる。そこを見てもらい、利用するかなという感じで登録をしてもらおう。まず、そのページに皆さんが行き着くこと。これを念頭に、説明を行っている。

委員長：著作権使用料は、令和5年度以降も必要な金額か。

事務局：令和5年度の予算は154万円。およそこのくらいである。ただ、期間を経過して消滅した分をカバーするとなると、何年かに1回は著作権使用料の予算が増えてくるということも考えられる。

委員長：他に御質問御意見はあるか。ないようなので、令和4年度宮古市立図書館の運営状況についての協議をここで終了する。

(2) 令和5年度宮古市立図書館の運営方針及び事業計画について

委員長：続いて、令和5年度宮古市立図書館の運営方針並びに事業計画について、事務局の説明をお願いしたい。これについては、令和4年度第2回図書館協議会において承認されている事項なので、進捗状況等について説明をお願いしたい。

事務局：(読書推進事業の実施状況、予算執行状況等について説明)

委員長：事務局から説明があった。御質問御意見をいただきたい。

委員：電子書籍の使用料が昨年に比べれば少ないようだが、この金額(154万円)だとどれくらい買えるのか。

事務局：1冊4,400円程度なので、350冊程度である。

委員：今年度消滅する電子図書はあるのか。

事務局：児童書の中に、1年間読み放題で契約しているものがある。それが消滅する。

委員：総数で言えば今年度は増えるのか。

事務局：少しずつ増やしていきたいという考えでいた。県内で1番蔵書数が多いのは矢巾。段違いに多い。次に一関、宮古、最後に久慈という状況である。

委員：魅力的なものなので、可能な限り増やしていただきたい。

事務局：電子書籍の特徴を皆さんに分かるように説明をすることが必要だと思う。これは引き続き機会を通じてやっていきたい。実際、皆さんにタブレットで実演すると、そんなこともできるのかという声を聞きます。地道にいろんな機会をとらえてやっていきたい。まず、電子書籍のページにたどり着く。そこから先は皆さんが選択することになるが、そこまではやらねばならないと思っている。

委員：今、小学校でもタブレット1人1台使える状況。子どもたちも電子書籍、児童用のものがたくさんあれば。家で電子書籍読むことが可能だし、学校の中でも読むことが可能だと思う。紙の良さもあり、電子書籍の良さもある。

委員長：他に御質問御意見はないか。ないようなので、令和5年度の宮古市立図書館の運営方針及び事業計画についての協議をこれで終了とする。

6 その他

委員長：その他、委員の皆様から何か、この場で話し合いたいこと、あるいは共通確認したいことはあるか。事務局から何かあるか。

事務局：特にない。

委員長：それでは、議事のほうを終了し議長の任を解かせていただきたいと思う。御協力ありがとうございました。

7 閉 会

事務局：本日は皆様から貴重なご意見をいただき感謝する。今後の運営に活かしていく。以上で令和5年度第1回図書館協議会を終了する。本日は大変ありがとうございました。